

# 点数分析表 (参考)

2024年(令和6年)12月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

◇金属歯冠修復			製作技術料	材料料	70%	
M010	14 K 金合金	インレー(複雑)	287点	1,664点	201点	
		前歯 3/4 冠	372	2,080	260	
	金	大白歯	インレー(単純)	192	362	134
			インレー(複雑)	287	669	201
		* 4/5 冠	全部金属冠	312	842	218
			全部金属冠	459	1,060	321
	前小臼歯	インレー(単純)	192	246	134	
		インレー(複雑)	287	490	201	
	前歯 3/4 冠	4/5 冠	372	605	260	
		全部金属冠	312	605	218	
全部金属冠	全部金属冠	459	759	321		
	全部金属冠	459	759	321		
M010-3	ウ	前歯	370	605	259	
		小臼歯	310	605	217	
		大白歯	310	842	217	
M010-4	ム	大白歯	195	362	137	
		前歯・小臼歯	195	246	137	
M011	合	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 945	822
			レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170	# 945	819
		小臼歯	レジン前装金属冠	1,100	# 945	770
M010	銀	大白歯	インレー(単純)	192	25	134
			インレー(複雑)	287	44	201
		* 4/5 冠	全部金属冠	312	57	218
			全部金属冠	459	69	321
	前小臼歯	インレー(単純)	192	16	134	
		インレー(複雑)	287	32	201	
	* 前歯 3/4 冠	全部金属冠	372	40	260	
		全部金属冠	459	51	321	
	合	小臼歯	* 4/5 冠	312	40	218
		全部金属冠	459	51	321	
M010-3	合	前歯	370	40	259	
		小臼歯	310	40	217	
		大白歯	310	57	217	
M010-4	合	大白歯	195	25	137	
		前歯・小臼歯	195	16	137	
M011	金	前歯	レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯)	1,174	# 112	822
			レジン前装金属冠(ブリッジの支台歯以外)	1,170	# 112	819
		小臼歯	レジン前装金属冠	1,100	# 112	770
M010-2	子	チタン冠	全部金属冠	1,200	66	840
M011-2	前	前歯	レジン前装チタン冠	1,800	66	1,260

※乳歯を除く。 \*ブリッジの支台に用いる場合。  
#金属材料と硬質レジン前装材料の合計。

◇非金属歯冠修復他			製作技術料	材料料	70%
M015	レジンインレー(単純)	128点	29点	90点	
		180	40	126	
	レジンインレー(複雑)	180	40	126	
M015-2	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光重合	768	183	538
M015-3	CAD/CAM冠(エンドクラウン以外)	小白歯	1,200	*1 181	840
		大白歯	1,200	*2 163	840
		前歯	1,200	*3 316	840
		前歯	1,200	*5 615	840
		前歯	1,200	*4 388	840
		前歯	1,200	*3 316	840
M015-3	CAD/CAM冠(エンドクラウン)	大白歯	1,450	*3 316	1,015
		小白歯	750	*1 181	525
		大白歯	750	*2 163	525
M015-3	CAD/CAM インレー	小白歯	750	*1 181	525
		大白歯	750	*2 163	525
		大白歯	750	*3 316	525

\*1 CAD/CAM冠用材料(I) \*2 CAD/CAM冠用材料(II)  
\*3 CAD/CAM冠用材料(III) \*4 CAD/CAM冠用材料(IV)  
\*5 CAD/CAM冠用材料(V)  
注 CAD/CAM冠用材料(III)を小白歯に対して使用した場合は、  
小白歯のCAD/CAM冠用材料により算定する。

◇ポンティック他			製作技術料	材料料	70%	
M017	レジン前装金属冠	前歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 733	826
		前歯	銀合金	1,180	# 70	826
		小臼歯	金銀パラジウム合金	634	# 919	444
		小臼歯	銀合金	634	# 70	444
	レジン前装金属冠	前歯	金銀パラジウム合金	494	# 1,220	346
		前歯	銀合金	494	# 70	346
	高強度硬質レジンブリッジ	高強度硬質レジンブリッジ	2,800	1,629	1,960	

#金属材料と硬質レジン前装材料の合計。  
注 7番延長ポンティックの場合は小白歯ポンティックとして算定する。

◇有床義歯(レジン床)			製作技術料	材料料	70%	
M018	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	624点	2点	437点
		局部義歯	5歯 ~ 8歯	767	3	537
		局部義歯	9歯 ~ 11歯	1,042	5	729
		局部義歯	12歯 ~ 14歯	1,502	7	1,051
	総義歯	総義歯	2,420	10	1,694	

◇クラスプ, バー他			製作技術料	材料料	70%	
M020	造	二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	260点	1,890点	182点
			金銀パラジウム合金	260	975	182
		犬小臼歯	14 K 金合金	260	1,537	182
			金銀パラジウム合金	260	763	182
		コバルトクロム合金	260	5	182	
	鉤	二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	240	1,537	168
			金銀パラジウム合金	240	669	168
		犬小臼歯	14 K 金合金	240	1,181	168
			金銀パラジウム合金	240	582	168
		コバルトクロム合金	240	5	168	
線	二腕鉤(レスト付)	14 K 金合金	227	893	159	
		不銹・特殊鋼	227	6	159	
	レスト無	14 K 金合金	159	690	111	
		不銹・特殊鋼	159	6	111	
	不銹・特殊鋼	134	6	94		
M021-2	※1	前歯	246	270	172	
		犬歯・小臼歯	246	291	172	
		大白歯	246	335	172	
	※2	前歯	246	30	172	
		犬歯・小臼歯	246	30	172	
		大白歯	246	30	172	
M021-3	磁性アタッチメント	キーパー付根面板を用いる場合	550	*	385	
		※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 669点 前歯・小臼歯 490点 ・銀合金 大白歯 44点 前歯・小臼歯 32点 ・キーパー 233点				
		間接支台装置	111	-	78	
		間接支台装置	111	-	78	
M023	バ	金銀パラジウム合金	458	1,563	321	
		コバルトクロム合金	458	18	321	
		不銹・特殊鋼	268	30	188	
保持装置	62	-	43			

◇熱可塑性樹脂有床義歯			製作技術料	材料料	70%	
M019	仕	局部義歯	1歯 ~ 4歯	624点	37点	437点
		局部義歯	5歯 ~ 8歯	767	37	537
		局部義歯	9歯 ~ 11歯	1,042	37	729
		局部義歯	12歯 ~ 14歯	1,502	37	1,051
	総義歯	総義歯	2,500	37	1,750	

◇乳歯冠・小児保険装置			製作技術料	材料料	70%
M016	乳歯冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※2 その他の場合	390	1	273
M016-2	小児保険装置	600	-	420	
M016-3	既製金属冠	200	29	140	

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇その他			製作技術料	材料料	70%
M026	補綴	縫隙	65点	-点	46点

◇修理			製作技術料	材料料	70%
M029	有床義歯	修理	260点	-点	182点

◇有床義歯内面適合法			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質材料を用いる場合	1,200点	*	840点	
		※シリコン系166点, アクリル系99点			

◇人工歯科			前歯部		臼歯部	
材料	部位		両側	片側	両側	片側
			M014	レジン歯	24点	12点
M017	スルフォン樹脂	62	31	87	43	
M018	レジン歯	62	31	87	43	
M019	硬質レジン歯	58	29	73	37	
	陶歯	187	94	101	51	

歯科診療報酬点数表

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

通則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

注1. %は製作技術料についてのもの小数第1位で四捨五入した。  
注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。  
注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。